

藤沢市鉄道駅ホームドア等整備促進事業費補助金交付要綱

制定 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、鉄道駅のプラットホームにおける旅客の転落や列車との接触を防止し、安全でかつ安定的な輸送の確保を図るため、鉄道駅へのホームドア等の整備に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年7月28日 規則第11号。以下「規則」という。）及び本要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 鉄道事業者 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けて鉄道事業を經營する者のことをいう。
- (2) 補助事業者 前号に定める鉄道事業者のうち、本要綱に基づき、補助対象事業を行う者をいう。
- (3) ホームドア等 ホームドア又は可動式ホーム柵をいう。
- (4) 鉄道駅バリアフリー料金制度 鉄道事業者が軌道法施行規則（大正12年内務省・鉄道省令）第21条第2項第4号に規定する料金又は鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第34条第1項第4号に規定する料金を国土交通大臣に届け出て、利用者から徴収する制度をいう。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内に存する鉄道駅において、鉄道事業者がプラットホーム上にホームドア等を整備する事業とする。

2 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ホームドア等の製作及び設置並びに設置に係る付帯工事に要する経費とし、プラットホームの補強工事に係る経費は含まないものとする。

3 補助対象経費には、消費税額及び地方消費税額を含まず、千円未満の額は切り捨てるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に定める額のうち、予算の範囲内で、かつ、いずれか低い額とする。

- (1) 補助対象経費に12分の1を乗じて得た額
- (2) 補助対象経費から、鉄道事業者が鉄道駅バリアフリー料金制度により徴収した料金

のうち当該補助対象経費に充当する額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額

(事前計画書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、鉄道駅ホームドア等整備促進事業事前計画書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 概略設計図面(平面図等)
- (2) 工事費概算見積書
- (3) 工期(工程)がわかる書類

2 前項の事前計画書の提出は、原則として補助対象事業を着手することを予定している年度の前年度の5月末日までに行わなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 前条第1項の事前計画書を提出したものは、補助金の交付を受けようとするときは、鉄道駅ホームドア等整備促進事業費補助金交付申請書(第2号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書(第2号様式の2)又はこれに代わる書類
- (2) 工事関係図面
- (3) 工事費等見積書
- (4) 補助対象施設仕様書
- (5) その他申請に必要な書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、審査のうえ、鉄道駅ホームドア等整備促進事業費補助金交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知をするものとする。

(事業の変更)

第8条 補助事業者は、規則第6条第1項の規定による変更を行う場合は、鉄道駅ホームドア等整備促進事業に係る補助対象事業変更承認申請書(第4号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書(第2号様式の2)又はこれに代わる書類
- (2) 工事関係図面
- (3) 工事費等見積書
- (4) 補助対象施設仕様書
- (5) その他申請に必要な書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるものについて、前条で通知した交付決定事項の変更が伴う場合は、交付の決定の変更を行い、鉄道駅ホームドア等整備促進事業(変更・中止・廃止)に伴う補助金増(減)額交付決定通知書(第5号様式)により、当該申請者に通知をするものとする。ただし、前条で通知した交付決定事項の変更が伴わない場合は、承認書(第6号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知にあたり、必要な条件を付することができる。

(事業の中止等)

第9条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、鉄道駅ホームドア等整備促進事業に係る補助対象事業中止・廃止承認申請書（第7号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 中止・廃止の理由を証する書類
- (2) 事業中止・廃止説明書
- (3) 収支予算書（第2号様式の2）又はこれに代わる書類

2 市長は、前項の申請があったときは、鉄道駅ホームドア等整備促進事業（変更・中止・廃止）に伴う補助金増（減）額交付決定通知書（第5号様式）により、当該申請者に通知をするものとする。

3 市長は、前項の通知にあたり、必要な条件を付することができる。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、市長から報告が求められた場合には、状況報告書（第8号様式）により、市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度（債務負担行為を設定して交付決定した補助対象事業においては、最終年度。以下同じ。）に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して、事業当該年度の3月10日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による報告をした補助事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について、状況報告書（第8号様式）により、市長に報告しなければならない。

(完了届及び事業実績報告書)

第11条 規則第5条の規定による事業完了の届出は、補助対象事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業完了届（第9号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支計算報告書（第9号様式の2）又はこれに代わる書類
- (2) 検査済証又はこれに類する書類の写し
- (3) 工事費等の精算に係る書類（領収書等）
- (4) 入札の結果がわかる書類又は見積書の写し
- (5) 工事完成写真
- (6) その他事業の完了を証するために必要な書類
- (7) 各年度の補助対象事業の内容を考慮し、市長がその都度定める書類

(終了実績報告)

第12条 第10条第2項の規定による状況報告書を提出するにあたり、補助対象事業の一部が完了している場合は、鉄道駅ホームドア等整備促進事業費補助終了実績報告書（第10号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出することができる。

- (1) 年度補助事業終了実績表（第10号様式の2）

(2) 各年度の補助対象事業の内容を考慮し、市長がその都度定める書類

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、第11条第1項の規定による事業完了届の提出があった場合は、その内容を審査の上、交付の決定内容及び交付条件に適合すると認められるものにつき、交付すべき補助金の額を確定し、鉄道駅ホームドア等整備促進事業完了検査済及び補助金額確定通知書（第11号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による鉄道駅ホームドア等整備促進事業費補助終了実績報告書の提出があった場合は、審査のうえ、これを正当と認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、鉄道駅ホームドア等整備促進事業出来形検査済及び補助金額決定通知書（第12号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者による補助金交付の請求は、鉄道駅ホームドア等整備促進事業費補助金交付請求書（第13号様式）により、行わなければならない。

(決定の取り消し)

第15条 市長は、補助事業者が補助金の交付を受けた後、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき
- (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき

(補助金の整理)

第16条 補助事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(取得財産等の整理)

第17条 補助事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）に関する特別な帳簿を備え、かつ、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第18条 補助事業者は、規則第9条及び前条に規定する書類を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数等の期間（以下「省令で定める期間」という。）と同じ期間保存しておかななくてはならない。

(取得財産等の管理等)

第19条 補助事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

ならない。

(取得財産の処分)

第20条 規則第11条ただし書の規定による当該財産の耐用年数を勘案して相当と認められる期間とは、省令で定める期間と同じ期間とする。

2 規則第11条ただし書の規定による期間内に、財産を処分するときは、鉄道駅ホームドア等整備促進事業費補助に係る財産処分協議申請書（第14号様式）により申請して、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の協議を受けた1か月以内に、財産処分の可否について補助事業者に通知するものとする。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市鉄道駅ホームドア等整備促進事業費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和16年度予算までに係る補助金に適用する。

(事前計画書の提出の省略)

2 令和7年度に行われる補助対象事業については、第5条第2項の規定に基づく事前計画書の提出を省略することができる。

第1号様式（第5条関係）

鉄道駅ホームドア等整備促進事業事前計画書

年 月 日					
藤沢市長					
所在地					
名称					
代表者職氏名					
次のとおり提出します。					
1 事業の名称					
2 事業の目的					
3 施行場所					
4 申請予定金額	円				
5 事業費内訳（円）	事業費	国	県	市	事業者
6 事業概要					
7 事業効果					
8 着手予定年月日	年 月 日				
9 完了予定年月日	年 月 日				
10 添付書類	☐ 概略設計図面（平面図等） ☐ 工事費概算見積書 ☐ 工期（工程）がわかる書類				
11 担当者及び連絡先	担当者所属				
	担当者氏名				
	電話番号				
	メールアドレス				

第2号様式（第6条関係）

鉄道駅ホームドア等整備促進事業費補助金交付申請書

年 月 日					
藤沢市長					
所在地					
名称					
代表者職氏名					
次のとおり申請します。					
1 事業の名称					
2 事業の目的					
3 施行場所					
4 申請金額	円				
5 事業費内訳（円）	事業費	国	県	市	事業者
6 事業概要					
7 事業効果					
8 着手予定年月日	年 月 日				
9 完了予定年月日	年 月 日				
10 添付書類	☐ 収支予算書又はこれに代わる書類 ☐ 工事関係図面 ☐ 工事費等見積書 ☐ 補助対象施設仕様書 ☐ その他申請に必要な書類				
11 担当者及び連絡先	担当者所属				
	担当者氏名				
	電話番号				
	メールアドレス				

第2号様式の2（第6条、第8条、第9条関係）

收支予算書

(収入の部)

[illegible]

(支出の部)

[illegible]

第3号様式（第7条関係）（単年度）

年 月 日

鉄道駅ホームドア等整備促進事業費補助金交付決定通知書

様

藤沢市長 氏 名
(公印省略)

年 月 日付けで申請のあった鉄道駅ホームドア等整備促進事業補助については、藤沢市鉄道駅ホームドア等整備促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

なお、この補助金額の最終決定は、事業完了届の提出後、鉄道駅ホームドア等整備促進事業完了検査済及び補助金額確定通知書で通知する金額となります。

1 事業の名称

2 決定内容

駅 に整備するホームドア等について補助金を交付します。

3 理由

補助要綱第3条で規定する事業に該当し、その要件を満たしているため。

4 補助対象経費及び補助金額

補助対象経費 円

補助金額 円

5 補助金交付の条件

第3号様式（第7条関係）（債務負担行為）

年 月 日

鉄道駅ホームドア等整備促進事業費補助金交付決定通知書

様

藤沢市長 氏 名
(公印省略)

年 月 日付けで申請のあった鉄道駅ホームドア等整備促進事業補助については、藤沢市鉄道駅ホームドア等整備促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

なお、この補助金額の最終決定は、事業完了届の提出後、鉄道駅ホームドア等整備促進事業完了検査済及び補助金額確定通知書で通知する金額となります。

1 事業の名称

2 決定内容

駅 に整備するホームドア等について補助金を交付します。

3 理由

補助要綱第3条で規定する事業に該当し、その要件を満たしているため。

4 補助対象経費及び補助金額

補助対象経費 円

補助金額 円

ただし、年度ごとの支払限度額は次の通りとする。

年度 円

年度 円

5 補助金交付の条件

第4号様式（第8条関係）

鉄道駅ホームドア等整備促進事業に係る補助対象事業変更承認申請書

藤沢市長			年 月 日	
			所在地	
			名称	
			代表者職氏名	
次のとおり申請します。				
1 事業の名称				
2 施行場所				
3 変更内容	変更前		変更後	
4 変更の理由				
5 添付資料	☐ 収支予算書又はこれに代わる書類 ☐ 工事関係図面 ☐ 工事費等見積書 ☐ 補助対象施設仕様書 ☐ その他申請に必要な書類			
6 担当者及び連絡先	担当者所属			
	担当者氏名			
	電話番号			
	メールアドレス			

第5号様式（第8条、第9条関係）

年 月 日

鉄道駅ホームドア等整備促進事業（変更・中止・廃止）に伴う
補助金増（減）額交付決定通知書

様

藤沢市長 氏 名
(公印省略)

年 月 日付けで（変更・中止・廃止）申請がありました鉄道駅ホームドア等整備促進事業補助については、藤沢市鉄道駅ホームドア等整備促進事業費補助金交付要綱第8条第2項、または第9条第2項の規定により、次のとおり増（減）額交付することに決定しましたので、通知します。

なお、この補助金額の最終決定は、事業完了届の提出後、鉄道駅ホームドア等整備促進事業完了検査済及び補助金額確定通知書で通知します。

1 補助対象経費及び補助金額

補助対象経費	円
既決定補助金額	円
今回増（減）額する補助金額	円
補助金総額	円

2 補助金交付の条件

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

承認書

様

藤沢市長 氏 名
(公印省略)

年 月 日付けで申請がありました（ ）駅（ ）整備工事
の事業の変更については、承認します。

第 7 号様式（第 9 条関係）

鉄道駅ホームドア等整備促進事業に係る補助対象事業中止・廃止承認申請書

藤沢市長		年 月 日	
		所在地	
		名 称	
		代表者職氏名	
次のとおり申請します。			
1 事 業 の 名 称			
2 施 行 場 所			
3 中 止 ・ 廃 止 の 理 由			
4 添 付 資 料	☐ 中止・廃止の理由を証する書類 ☐ 事業中止・廃止説明書 ☐ 収支予算書又はこれに代わる書類		
5 担 当 者 及 び 連 絡 先	担当者所属		
	担当者氏名		
	電話番号		
	メールアドレス		

第8号様式（第10条関係）

年 月 日

状況報告書

藤沢市長

所在地

名称

代表者職氏名

年 月 日付で補助金の交付決定通知のありました、藤沢市鉄道駅ホームドア等整備促進事業に係る補助対象事業の実施状況について、藤沢市鉄道駅ホームドア等整備促進事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

（担当者及び連絡先）

担当者所属

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

第9号様式（第11条関係）

事業完了届

藤沢市長		年 月 日
所在地 名称 代表者職氏名		
次のとおり届けます。		
1 事業名		
2 施行場所		
3 着手年月日	年 月 日	
4 完了年月日	年 月 日	
5 添付書類	☐ 収支計算報告書又はこれに代わる書類 ☐ 検査済証又はこれに類する書類の写し ☐ 工事費等の精算に関する書類（領収書等） ☐ 入札の結果がわかる書類又は見積書の写し ☐ 工事完成写真 ☐ その他事業の完了を証するために必要な書類 ☐ 各年度の補助対象事業の内容を考慮し、市長がその都度定める書類	
6 担当者及び連絡先	担当者所属	
	担当者氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

第 9 号様式の 2 （第 1 1 条関係）

収支計算報告書

収入	支出
国補助予定額 円	ホームドア製作費 円
県補助予定額 円	ホームドア設置費 円
市補助予定額 円	関連付帯工事費 円
鉄道駅バリアフリー料金制度により 徴収した料金からの充当予定額 円	
自己負担額 円	
合計 円	合計 円

第10号様式（第12条関係）

年 月 日

鉄道駅ホームドア等整備促進事業費補助終了実績報告書

藤沢市長

所在地

名称

代表者職氏名

藤沢市鉄道駅ホームドア等整備促進事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、補助事業の終了実績について、報告します。

1 該当駅名及び施設

2 その他

（添付書類）

年度補助事業終了実績表（第10号様式の2）

第10号様式の2（第12条関係）

年度補助事業年度終了実績表

（単位：円）

費 目	計画額 A	実績額 B	計画額と の差額 A－B	今後の実績見込額		備考
				繰越額	その他	
合 計						

- （注） 1 当初の計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、変更前の計画額を上段にかっこ書きすること。
- 2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。
- 3 その他必要な書類を添付すること。

第11号様式（第13条関係）

年 月 日

鉄道駅ホームドア等整備促進事業完了検査済及び補助金額確定通知書

様

藤沢市長 氏 名
(公印省略)

年 月 日付けで届出がありました（ ）駅（ ）整備工事について、完了検査の結果、合格と認め、次のとおり補助金額を確定しますので、
年 月 日までに請求書を提出してください。

補助金額

円

第12号様式（第13条関係）

年 月 日

鉄道駅ホームドア等整備促進事業出来形検査済及び補助金額決定通知書

様

藤沢市長 氏 名
(公印省略)

年 月 日付けで届出がありました（ ）駅（ ）整備工事について、出来形検査の結果、合格と認め、次のとおり補助金額を決定しますので、
年 月 日までに請求書を提出してください。

補助金額

円

年 月 日

鉄道駅ホームドア等整備促進事業費補助金交付請求書

請求金額 _____ 円

年 月 日付けで通知がありました（ ）駅（ ）整備工事補助金として、上記の金額を請求します。

藤沢市長

所在地
名称
代表者職氏名

指定口座

金融機関 _____

本・支店名 _____

預金種目 ☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他 _____

口座番号 _____

(フリガナ)

口座名義 _____

発行責任者及び担当者 ※押印を省略するときは、記載してください。

発行責任者	【所属(役職)・氏名】	【連絡先】
担当者	【所属(役職)・氏名】	【連絡先】

第 1 4 号様式（第 2 0 条関係）

年 月 日

鉄道駅ホームドア等整備促進事業費補助に係る財産処分協議申請書

藤沢市長

所 在 地

名 称

代表者職氏名

藤沢市鉄道駅ホームドア等整備促進事業費補助金交付要綱第 2 0 条に基づき、次のとおり協議を申請します。

1 整備駅名

2 補助対象事業の概要

(1) 補助対象施設及び仕様

(2) 補助額及び確定通知日

3 処分等の概要

(1) 予定工期

(2) 工事費概算

4 その他

（担当者及び連絡先）

担当者所属

担当者氏名

電 話 番 号

メールアドレス